

**城陽市学校給食調理等業務委託
公募型プロポーザル 実施要領**

)

令和7年10月

城陽市教育委員会

城陽市（以下「市」という。）では、令和8年度から城陽市立学校給食センターの調理等業務を民間事業者へ委託するため、下記の通り、公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行います。

この実施要領は、調理等業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものです。

なお、この実施要領と併せて交付・公表する次の資料も本実施要領と一体の資料とし、これらを含めて「実施要領等」と称します。

仕様書：市が事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

1 委託件名

城陽市学校給食調理等業務委託

2 目的

学校給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を子供たちに提供し、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者を選定することを目的とします。

3 対象の施設

| | |
|------------|--|
| 施設名 | 城陽市立学校給食センター |
| 所在地 | 城陽市富野森山39番地3 |
| 建物構造 | 鉄骨造2階建 |
| 建物面積 | 敷地面積 5,105.16㎡ 延床面積 2,812.76㎡（1階 2,249.38㎡ 2階 563.38㎡） |
| システム | ドライシステム |
| 調理品目 | 1献立制（米飯及び副菜2～3品／日調理）他、アレルギー対応調理 |
| 配食校数 | 小学校10校・中学校5校 |
| 調理食数 | 約5,500食／日 |
| センター調理稼働日数 | 約196日／年 |

4 業務内容

具体的な内容は、「城陽市学校給食調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1) 調理・炊飯業務
- (2) 配缶業務
- (3) 配送回収業務
- (4) 洗浄消毒業務
- (5) 残菜及び厨芥等の処理業務
- (6) 清掃及び日常点検業務
- (7) 衛生管理業務
- (8) ボイラー運転管理業務
- (9) その他付帯する業務

※本委託業務に含まれない業務

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収等業務
- ・施設設備等保守点検維持管理業務

5 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

ただし、委託業務契約締結日から令和8年3月31日までを業務委託の準備期間とし、発注者と協議の上、受託者の負担において委託業務開始までに万全な態勢を整えるものとする。

6 受託事業者

公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定・実施します。

7 応募資格

(1) 資格要件

応募事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ③ 消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- ④ 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、城陽市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に

掲げる者に該当しないこと。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
 - ⑦ 本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
 - ⑧ 令和2年11月1日以降(過去5年以内)に、学校給食調理業務において食中毒事故で食品衛生法(昭和22年法律第233号)による営業禁止又は営業停止の行政処分を受けていないこと。
 - ⑨ 令和7年度の城陽市業者指名受付簿に登録があり、令和7年11月1日時点で、小学校又は中学校を対象とした1日当たり4,000食以上の学校給食共同調理場2ヶ所以上の受託実績(調理業務実績)を京都府内又は京都府に隣接する近畿地方の府県(兵庫県・大阪府・奈良県・滋賀県)において有していること。
 - ⑩ 製造物責任法(平成6年法律第85号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険(PL保険)に加入していること、または本委託業務開始までに加入すること。

(2) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

(3) 応募に関する留意事項

- ① 応募事業者は、提案書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- ③ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。
- ④ 応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、市は当該事業選定及び公表等に限り、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとします。
- ⑤ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に係らず返却しません。
- ⑥ 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、また

は、内容を提示することを禁止します。

- ⑦ 参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。
- a) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - b) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合
 - c) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
 - d) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - e) 虚偽の内容が記載されている場合
 - f) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - g) 著しく信義に反する行為があった場合

(4) その他

- ① 市が提出する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- ② 本実施要領に定めるものの他、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

8 応募手続

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

| | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 応募書類等の公表 | 令和7年10月23日 |
| (2) 参加表明書受付 | 令和7年10月24日～11月10日 |
| (3) 募集要項等に関する質問の受付 | 令和7年10月27日～11月10日 |
| (4) 現地見学会 | 令和7年10月31日～11月10日 |
| (5) 質問の回答 | 令和7年11月13日 |
| (6) 提案書類の受付 | 令和7年11月17日～11月25日 |
| (7) プレゼンテーション (予定) | 令和7年12月上旬 |
| (8) 選考結果の通知 (予定) | 令和7年12月下旬 |

(1) 応募書類等の公表

実施要領等の公表を城陽市ホームページにおいて次のとおり行います。

- ① 公表期間 令和7年10月23日(木)～令和7年11月10日(月)
- ② 公表資料
 - a) 実施要領
 - b) 仕様書
 - c) 添付資料

(2) 参加表明書の提出

応募事業者は、次により提出してください。

- ① 提出期間 令和7年10月24日（金）～令和7年11月10日（月）
（土・日・祝日を除く）午前9時～午後5時
- ② 提出先 城陽市立学校給食センター 城陽市富野森山39番地3
- ③ 提出書類 a) 参加表明書（様式2号）1部
b) 様式2号記載の添付書類各1部
- ④ 提出方法 直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めません。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

本実施要領等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

- ① 質問書（様式1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出してください。

電子メールアドレス kyushoku@city.joyo.lg.jp

※タイトルは「給食センタープロポ質問書（会社名）」とすること。

※質問書送信後、必ず電話により着信確認をすること。

- ② 受付期間は、令和7年10月27日（月）～令和7年11月10日（月）正午迄

(4) 質問の回答

質問の回答書は、令和7年11月13日（木）までに、参加表明者全員に電子メールで回答します。なお、電話及び口頭等の個別対応は致しません。また、無用な混乱を招くことが危惧される時は、質問に回答しないことがあります。

(5) 現地見学会

使用する施設及び設備等の確認を目的に、希望者を対象として現地見学会を実施する。なお、現地見学会当日の質問は、原則として受け付けない。

- (1) 実施日時：令和7年10月31日（金）～11月10日（月）のうち 午後2時～午後4時の時間帯で調整

- (2) 申込期限：令和7年10月30日（木）正午必着

- (3) 申込方法：現地見学会申込書（様式19号）を電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス kyushoku@city.joyo.lg.jp

(6) 提案書の提出

応募事業者は、次により提出してください。

- ① 提出期間 令和7年11月17日（月）～令和7年11月25日（火）

（土・日・祝日を除く）午前9時～午後5時

- ② 提出先 城陽市立学校給食センター 城陽市富野森山39番地3

- ③ 提出書類 提案書（様式3号～16号）および見積書（様式17号）正1部・副10部

a) 原則としてA4判・縦型・横書き・左閉じとし、ページ番号を付けること。

b) 提案書については、社名・会社のロゴ等を表示しないこと。

c) 各様式枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載すること。

d) 見積額は下記の金額の範囲内（5年間分総額）であること。

¥ 9 7 6, 0 0 0, 0 0 0 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、契約（予定）金額を示すものではありません。

- e) 見積額が「前項 d」を超える場合、又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合がある。
- f) 見積書を先頭に、年度毎の詳細な積算内訳書（様式任意）を添付すること。
- g) 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

④ 提出方法 直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めません。

(7) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式 1 8 号）を提出すること。

9 資格審査及び提案の選考

優先交渉権者の選定は、城陽市学校給食センター調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して、下記の審査方法及び委託業者選定審査基準に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

(1) 審査方法

① 参加資格審査

応募資格の確認審査を参加資格審査申請書等により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

② 提案選考審査

ア) 基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

- ・提案書全体について、同一事項に対する 2 通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
- ・提案書全体について、様式集に沿った構成となっていること。
- ・当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

イ) プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

選定委員会は、基礎審査において選定された応募事業者を対象に、1 事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

プレゼンテーションに際して、パワーポイントの使用は可能ですが、その表示内容は提案書の抜粋とし、提案書に記載のない表示を行ってはならない。

- ・日時 令和 7 年 1 2 月上旬予定
- ・場所 別途通知します。
- ・時間 1 提案者につき 3 0 分程度を予定
概ね、プレゼンテーション 2 0 分とヒアリング 1 0 分程度
- ・出席者 3 名までとします。

・準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

(プロジェクター及びスクリーンは市で準備するので、必要な場合は事前に城陽市学校給食センターへ連絡すること。)

準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。

ウ) プレゼンテーション及びヒアリングを行う順番は、提案書の受付順とします。

エ) 選定委員(出席委員)は、プレゼンテーション、ヒアリング及び提案書等に記載された内容、見積書及び会社概要等について、委託業者選定審査基準により採点を行って総合点で順位付けを行います。

オ) 失格者を除いた者の内、上記エ)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

カ) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

キ) 上記オ)、カ)に関わらず、評価点数の合計点が120点未満の場合は、候補者として選定しない。

(2) 委託業者選定審査基準

評価値は①企業評価(配点40点)、②技術力評価(配点90点)、③事務局評価(配点30点)、④コスト評価(配点40点)の合計200点満点で評価するものとします。

なお、それぞれの評価項目、評価の観点、評価方法、配点及び採点の基準は以下のとおりです。

① 企業評価(配点40点)

| 評価項目 | 評価の観点 | 評価方法 | 配点 |
|-----------|--|-------------|----|
| a) 経営状況 | ・財務健全性(売上高、経常利益、自己資本比率、流動比率等) ・技術者数 | 様式4号 の審査 | 10 |
| b) 業務実績 | ・学校給食施設受託実績(センター方式) ・調理配送業務一括受託実績 | 様式5号 の審査 | 10 |
| c) 企業理念 | ・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理業務に取り組む意欲等 | 様式6号 の審査 | 10 |
| d) 危機管理体制 | ・食中毒や調理事故、異物混入等発生時の対処体制及び防止対策 ・生産物賠償責任保険(PL保険)等の損害賠償制度の加入グレード ・災害時対応 | 様式7号 の審査 | 10 |

② 技術力評価（配点90点）

| 評価項目 | 評価の観点 | 評価方法 | 配点 |
|-------------------|--|----------|----|
| a) 提案内容的確性 | ・学校給食の専門性、安定的な提供に関する実施方針 | 様式8号の審査 | 10 |
| b) 人員配置体制 | ・配置人数、組織体制、経費内訳 ・業務責任者や食品衛生責任者等の配置 ・配置者の資格、経験内容 ・従事者の休暇や急な欠員等における代替者確保体制 ・学校等の長期休暇中の体制 ・作業工程表、作業動線図 | 様式9号の審査 | 30 |
| c) 衛生管理体制 | ・事業者としての衛生管理対策や考え方 ・指導、検査体制 ・従事者の健康管理対策 | 様式10号の審査 | 20 |
| d) 研修計画、移行準備等 | ・従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの従事者研修計画 ・給食開始までのスケジュール | 様式11号の審査 | 10 |
| e) 配送及び回収業務体制等 | ・配送業務上での安全管理や衛生管理体制 ・事故発生時でのバックアップ体制等 | 様式12号の審査 | 5 |
| f) アレルギー対応食 | ・類似対応施設実績 ・人員配置計画 | 様式13号の審査 | 5 |
| g) 食育の充実、学校との交流企画 | ・食育の充実関連活動 ・学校との交流企画 | 様式14号の審査 | 10 |

③ 事務局評価（配点30点）

| 評価項目 | 評価の観点 | 評価方法 | 配点 |
|---------------|--|----------|----|
| a) サービス向上等の提案 | ・学校給食調理等業務全般の質の向上 ・専門的技術やノウハウに基づいた事業・業務提案 ・経費の節減 | 様式15号の審査 | 20 |
| b) 業務実施体制 | ・有能な人材の確保 ・従事者の定着の方策 | 様式16号の審査 | 10 |

④ コスト評価（配点40点）

| 評価項目 | 算定方法 | 配点 |
|------|------|----|
|------|------|----|

| | | |
|------|--|----|
| 受託価格 | 配点×（提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）とする。 ※小数点以下切り捨て ※ただし、候補者が1社のみの場合は、価格点＝（1-自社の提案価格÷委託上限額）×200とする。この場合、価格点の配点は40点を上限とする | 40 |
|------|--|----|

受託価格以外の評価項目の採点は次のとおり行う。

| 判断基準 | 採点 |
|-----------------------|--------|
| A：創意工夫があり、特に優れた内容である。 | 配点×1.0 |
| B：優れた内容である。 | 配点×0.8 |
| C：平均的な内容である。 | 配点×0.6 |
| D：仕様は満たしているが、内容に乏しい。 | 配点×0.4 |
| E：提案ができていない。かなり劣っている。 | 配点×0.2 |

(3) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係市職員と本件提案についての接触（当然に、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査における選定結果は、選定対象者全員に通知します。

また、選定結果（優先交渉権者名及びプロポーザル参加業者名）は市ホームページに公表します。なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めません。

(5) 優先交渉権者の決定及び契約の締結

市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、審査で最も評価点の高い企画提案を行った事業者を優先権者とし、契約の締結に向けて仕様等の細目について協議を行います。

選定した企画提案は、委託業務内容に採用し、原則として提案に示された内容を契約時の仕様書に盛り込むものとし、市は必要に応じて提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができますものとし、また、協議後、改めて委託に係る経費の見積書を徴取することとし、見積書に記載された価格が市の設定する予定価格を下回る場合に契約を締結します。

優先権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に協議を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

なお、本プロポーザルは、「給食調理等業務委託」に係る予算の可決を前提とし実施しているため、予算が可決されない場合は本プロポーザルの決定事項については無効とし、市は一切の責任を負わないものとします。

(6) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

10 提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

- ① 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規等
- ② 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等
- ③ 城陽市立学校給食センター設置条例、城陽市立学校給食センター管理運営規則等の市例規、学校給食センター関係の市例規は、城陽市ホームページ「市政情報」→「例規」の城陽市例規集から確認することができます。
- ④ 城陽市が作成した業務上マニュアル
学校給食衛生管理作業マニュアル
ノロウイルス対応マニュアル
城陽市が今後整理する業務上のマニュアル等

(2) リスク分担方針

契約締結後の市と事業者の主なリスク分担方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

| リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 | |
|------------|---------------------|-----|-----|
| | | 市 | 事業者 |
| 事業の中止・延期 | 市の指示によるもの | ○ | |
| | 事業者の事業放棄、破綻 | | ○ |
| 不可抗力 | 大規模な災害や暴動等による履行不能 | ○ | |
| 許認可等 | 事業実施に必要な許認可取得等の遅延等 | | ○ |
| 計画変更 | 事業内容の変更 | ○ | |
| 運営費上昇 | 計画変更以外の要因による運営費用の増大 | | ○ |
| 施設損傷 | 事業者の責に帰すべき事由による場合 | | ○ |
| | 上記以外 | ○ | |
| 需要変動 | 実施条件を超える需要変動 | ○ | |
| | 上記以外 | | ○ |
| 調理事故・異物混入等 | 事業者の責に帰すべき事由による場合 | | ○ |
| | 上記以外 | ○ | |
| 性能 | 要求仕様不適合 | | ○ |

(3) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

① 事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は事業者に対して修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつた時は、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

② 市の債務不履行の場合

- a) 市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった時は、事業者は契約を解除できることとします。
- b) 前号において、事業者が契約を解除した場合、事業者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び事業者双方により業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は事業者は契約を解除できることとします。

1 1 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

城陽市立学校給食センター

(住所) 〒610-0111 城陽市富野森山39番地3

(TEL) 0774-52-2205

(FAX) 0774-56-1953

(Email) kyushoku@city.joyo.lg.jp

対応時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)